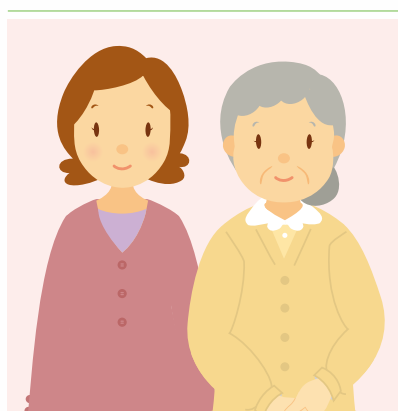


# あなたのための 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害があっても  
いつまでも自分らしく安心して暮らせるために



# 成年後見制度

## 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方は、財産や金銭の管理、介護サービスの利用や施設の入所に関する契約などを自らの判断で行うことが困難な場合があります。

また、不利益な契約であっても十分な判断ができずに契約するなど、悪質商法の被害にあう恐れもあります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な状態であっても安心して暮らせるよう、本人にとって不利益が生じないように、法律や生活面に配慮しながら支援する人（後見人等）を定め、支援する制度です。

### このような場合に成年後見制度の利用を！

- 一人暮らしをしている母の認知症が進んでしまい、高額の商品を買ってしまったり、不必要なリフォームの契約をしてしまった。財産管理に不安がある。
- 将来、自分たち親が高齢になった時、知的障害を持つ子どものことが心配である。将来の財産管理や施設への入所手続きについて誰か頼める人がいるとよいのだが。
- 認知症の親の財産を管理している兄が、父の預貯金を勝手に引き出しているらしい。



成年後見制度には、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

「**法定後見制度**」とは、すでに本人の判断能力が不十分な場合に、裁判所が後見人等の適格者を決定する仕組みです。判断能力の程度により、「補助」、「保佐」、「後見」の3類型があり、それぞれ「補助人」、「保佐人」、「成年後見人」が選任されます。（**任意後見制度**については5ページを参照）

# 法定後見制度

法定後見制度は、利用者本人の判断能力の程度によって以下のような類型があります。

類型		補助	保佐	後見
本人の状態		認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方、日常生活に一定程度支援が必要な方	判断能力が著しく不十分で、日常の買物等は一人ではできるが、重要な財産の管理処分等は難しい方、日常生活のかなりの部分で支援が必要な方	常に判断能力を欠く状態にあり、日常の買物も一人では難しい方、日常生活に常に支援が必要な方
鑑定の必要性		原則、診断書でよい	必要	
家庭裁判所に申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長、任意後見人等		
審判開始の要件（本人の同意）		補助人をつけることについて本人の同意が必要	保佐人や後見人をつけることについて本人の同意は不要	
保護者		補助人	保佐人	成年後見人
1 同意権	取消が可能な行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（*民法第13条第1項に定める行為の一部）	*民法第13条第1項に定められている行為	すべての法律行為
	2 取消権	日常生活に関する行為は除く。		
	本人の同意	同意権を与えることについて本人の同意が必要	本人の同意は不要	
3 代理権	代理できる行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	財産に関するすべての法律行為	
	本人の同意	代理権をつけることに、本人の同意が必要	本人の同意は不要	

- 1 同意権**：本人が特定の法律行為をするには補助人・保佐人の同意を得なければならないということ、補助人・保佐人の権限として表したもの
- 2 取消権**：本人が行った法律行為を取り消すことができる権限（取り消された法律行為は、はじめから無効であったものとみなされる）
- 3 代理権**：成年後見人等は、付与された代理権の範囲で、本人に代わって契約等の法律行為を行う。

### \*民法第13条第1項に定められている行為

- ① 貸金の元本を領収し、又は利用すること。
- ② 借財又は保証をすること。
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- ④ 訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- ⑨ 民法第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

### 身上配慮義務

選任された成年後見人等が職務を行うにあたって、利用者本人の希望する意思があれば、その意思を尊重し、かつ利用者本人の家庭環境や生活状況、体力的問題、精神的状況などを配慮して、利用者本人にとって最良の方法を選択しなければなりません。これを「身上配慮義務」といいます。

## 申立てをすることができる人

- 「補助」、「保佐」、「後見」の開始の手続きを申し立てられるのは、利用者本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、市区町村長、検察官等です。
- 利用者本人に配偶者、四親等内の親族がなく、あっても音信不通等の事情で、特に福祉を図るために必要と認めるとき、市区町村長が申立てを行えます。

## 申立ての裁判所

- 利用者本人の住所地を管轄する家庭裁判所（文京区にお住まいの方は、東京家庭裁判所）に申立書を提出します。

## 申立てに必要な書類

### 1. 東京家庭裁判所の様式

- 申立書
- 申立事情説明書
- 後見人等候補者事情説明書
- 財産目録・資料  
（預貯金通帳の写し、不動産登記簿謄本等）
- 収支状況報告書・資料（領収書の写し等）

### 2. 本人についての書類

- 戸籍謄本、住民票（世帯全部）、後見登記されていないことの証明書、医師の診断書

### 3. 申立人についての書類

- 戸籍謄本

## 成年後見制度利用に要する費用

- 収入印紙 3,400円
- 郵便切手 4,300円分
- 鑑定費用 10万円前後（「補助」では不要）
- 「補助」や「保佐」の開始申立てとともに、代理権付与の申立てを行う場合、別途800円の収入印紙が必要
- 成年後見人等の報酬は、家庭裁判所が本人の資力、後見人等の職務内容などを考慮して決定します。

## 審判が出るまでの期間

- 標準的なケースで申立てから審判まで3ヶ月ほどかかります。

## 後見人、保佐人、補助人には、どのような人になるのか

- 配偶者や子、親等の親族や、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家を、下記のような点を総合的に考慮した上で家庭裁判所が選任します。

- ① 本人の心身の状態や資産状況
- ② 後見人候補者の職歴・経歴
- ③ 本人と後見人候補者との利害関係
- ④ 本人の意見等

- \* 申立人は、後見の仕事任せたいと考えている人を「後見人候補者」として申し立てることもできます。
- \* 親族と専門家等、後見人を複数選ぶことも可能です。

## 成年後見人等の具体的な仕事（特定の法律行為）の例

### 1. 財産管理に関する法律行為

- 預貯金、有価証券等その他の財産の管理
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 公共料金、介護保険料、国民健康保険料等の支払い
- 税金の申告
- 不動産の管理、処分（家裁の許可が必要）
- 貸地、貸家の管理（賃料収入管理）
- 遺産分割、遺産・贈与の受領等

### 2. 身上監護に関する法律行為

- 入退院の手続き、医療費の支払い
- 施設入退所契約
- 介護・福祉サービス等の契約

### 3. 家庭裁判所への報告

- 財産管理及び身上監護の状況を、定期的に報告する。（就任時には、財産目録を作成し、裁判所に提出する。）

## 「成年後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」

- 本人の財産や権利を守る成年後見人等がきちんと仕事を果たしているか、チェックする監督人を裁判所は必要に応じて選任します。

## 成年後見人等の仕事に含まれないもの

- 介護や家事などを行うこと
- 入院や施設入所の際の身元保証人や身元引受人になること
- 病気や治療、手術などの医療行為に同意すること
- 遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示

## 任意後見制度

### 任意後見制度とは

- 判断能力があるうちに、本人が、将来判断能力が低下した時に備えて、予め任意後見人を決め、後見内容や報酬等について内諾を得ておき、公正証書による任意後見契約を結んでおく制度です。
- 本人の判断能力が不十分になった時に、親族や契約を結んだ人が、家庭裁判所に「任意後見監督人選任」を申立て、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任することにより、家庭裁判所から法務局に「任意後見監督人に関する事項」が登記されて、後見が開始します。

### 任意後見契約に要する費用

#### 1. 任意後見契約

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ● 公正証書作成の基本手数料 | 11,000円   |
| ● 登記嘱託手数料      | 1,400円    |
| ● 法務局に納付する印紙代  | 2,600円    |
| ● 書留郵便料        | 約540円     |
| ● 正本謄本の作成手数料   | 1枚250円×枚数 |

#### 2. 任意後見監督人専門選任の申立て

- |        |        |
|--------|--------|
| ● 収入印紙 | 800円   |
| ● 登記費用 | 1,400円 |
| ● 郵便切手 | 2,980円 |

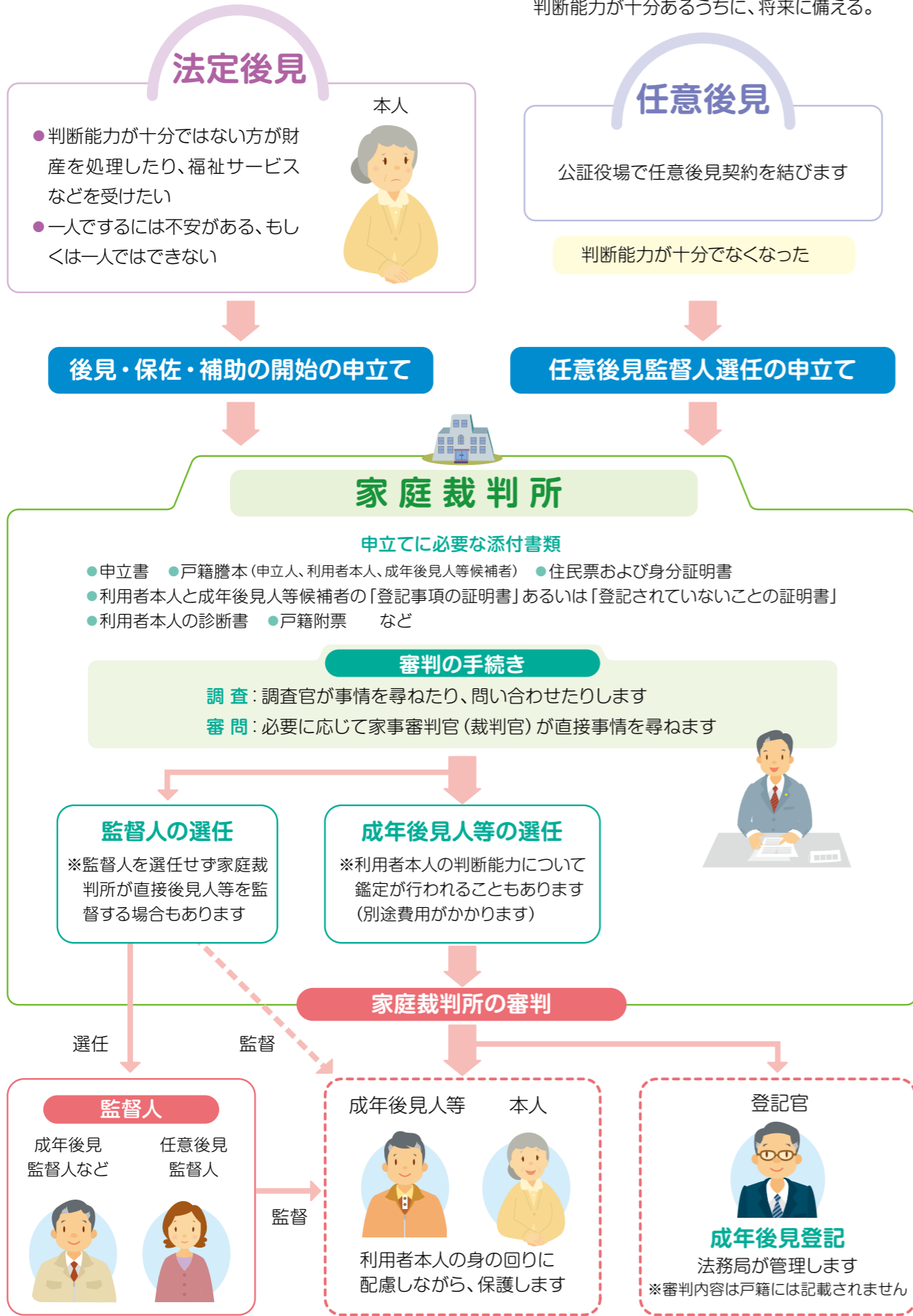
### 公正証書の作成

公正証書は、公証役場で作成してもらいます。詳しくは、お近くの公証役場にお問い合わせください。

文京公証役場：文京区春日1-16-21 文京シビックセンター 8階  
03-3812-0438

# 手続きの流れ

判断能力が十分あるうちに、将来に備える。



# 文京区社会福祉協議会の成年後見制度の支援

## 成年後見制度総合相談・手続き援助

- 成年後見全般に関する相談に職員が随時応じます。

## 専門職による個別相談

- 福祉法律相談
  - 福祉サービスに関するトラブルや疑問、または高齢者や障害者の日常生活における法的な事柄に弁護士が相談に応じます。
- 成年後見相談
  - 成年後見制度、遺言、相続などについて司法書士が相談に応じます。

## 成年後見学習会

- 成年後見制度、権利擁護に関する知識、関心を深めることを目的に区民を対象とした学習会を開催します。

## 申立費用助成制度

- 親族が申立を行う場合に、低所得などの理由で成年後見制度(法定後見制度)の申立費用が支払えない方を対象に費用の助成を行います。

## 法人後見

- 文京区在住の方で、成年後見人を必要としながら、適切な後見人が得られない方について、文京区社会福祉協議会が法人として成年後見人になり、財産の管理や生活に必要な契約行為を行い支えていくものです。



## 成年後見登記制度

「成年後見登記制度」は、利用者本人のプライバシーの保護を図り、取引の安全を確保する目的があります。従来は申立てを行い、審判が確定すると、その内容が戸籍に記載されましたが、成年後見制度では法務局に後見などの内容が登記されます。この内容事項を証明した書面(登記事項証明書)を交付請求できるのは、利用者本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人などの登記されている人、国または地方公共団体の職員(職務上必要とする場合)などに限られています。



# 福祉サービス利用援助事業

## ● もう一つの援助 ●

### 🌸 福祉サービス利用援助事業とは

この事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が一定程度あるが、十分でない人に対する「自己決定と選択」を支援するため、社会福祉法の中で、福祉サービス利用援助事業として位置づけられたものです。

文京区社会福祉協議会では、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理、書類の預かりなど、地域生活の援助を行っています。

成年後見制度と併せて、判断能力が十分でない人も住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みをめざしています。



### 🌸 サービスの内容

利用者と社会福祉協議会が契約を結び、下記のような利用するサービスを決めます。一人暮らしの高齢者や障害のある人など、他の人の助けがないと日常生活を送るのに、支障や不安がある人が利用できます。

#### 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスに関する情報の提供と相談
- 福祉サービスの申し込みや契約の代行
- 福祉サービスの利用料金の支払い
- 福祉サービスに対しての苦情を解決するための手続き

#### 日常の金銭管理サービス

- 年金、福祉手当の受領手続き
- 医療費、税金、公共料金などの支払い
- 日常の預貯金の出し入れ

#### 重要書類などの預かりサービス

- 年金証書、預金通帳、保険証書、不動産権利証書、実印など

※本人に代わって財産管理を行うのは、成年後見制度になります。



お問い合わせ

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」

TEL 03-3812-3156 FAX 03-3812-3016

〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター 4階

ホームページ <http://www.bunsyakyo.or.jp/>

E-mail [ansin@bunsyakyo.or.jp](mailto:ansin@bunsyakyo.or.jp)